

## 鉄道事業法施行規則及び軌道法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令和5年1月12日

国土交通省鉄道局

この度、「鉄道事業法施行規則及び軌道法施行規則の一部を改正する省令案」について、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

### 意見募集要領

#### 1. 意見募集対象

鉄道事業法施行規則及び軌道法施行規則の一部を改正する省令案

#### 2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント（意見募集案件）」欄に掲載いたします。

#### 3. 意見募集期間

令和4年1月12日（木曜日）から令和4年2月10日（金曜日）まで（必着）

#### 4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて御意見を提出してください。

①電子メール

②郵送

##### ①電子メールの場合

電子メールアドレス：[hqt-rwbtgs-01@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-rwbtgs-01@gxb.mlit.go.jp)

国土交通省鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 意見募集担当 あて

※ 電子メールにてご意見を提出される場合には、ファイルの添付はせず、メール本文に直接ご意見を入力してください（ファイル添付によるトラブル防止のため）。

##### ②郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 意見募集担当 あて

#### 5. 留意事項

① 頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際

の資料とさせていただきます。ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承ください（個別の受領のご連絡もいたしかねます）。

- ② ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見の受付は対応いたしかねますので、あらかじめその旨ご承知おき下さい。
- ③ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、あらかじめその旨ご承知おき下さい。

6. お問い合わせ先

国土交通省鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 意見募集担当

電話番号 03-5253-8543